

第2次高鍋町男女共同参画プラン

(高鍋町配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する基本計画含む)

男女一人ひとりが個性や能力を活かし、
心身ともに豊かに暮らすことのできる町をめざして

概要版



平成28年3月
高 鍋 町

プラン期間：平成28年度～平成37年度

基本理念・基本目標・重点目標

〈基本理念〉

本町では、『住民参画による快適で美しいまち「たかなべ」～子どもがにぎわうまちづくり～』を基本理念とし、社会のあらゆる分野において男女がお互いの人権を尊重し、個性や能力を十分に発揮できるよう、町民と行政の協働による男女共同参画社会の実現を目指します。

また、第2次高鍋町男女共同参画プランに包含する「高鍋町配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する基本計画」においても、あらゆる暴力の根絶に向けて総合的に取り組んでいきます。

★基本目標：男女一人ひとりが性別にかかわらずお互いを尊重し合える社会づくり



重点目標①

男女共同参画の視点に立った
社会制度・慣行の見直し



重点目標②

男女共同参画の理解促進及び
教育・学習の充実

◆男女が性別にとらわれず、お互いを認め合いながら自由に考え行動することのできる意識の啓発、教育・学習の機会の充実を図ります。

★基本目標：男女一人ひとりが個性と能力を発揮できる活力ある社会づくり



重点目標③

働く環境の整備



重点目標④

仕事と生活の調和



重点目標⑤

女性の活躍推進及び
チャレンジ支援



重点目標⑥

家庭生活・地域社会での
男女共同参画の推進

◆男女がお互いに責任を分かち合いながら、あらゆる場面において充実した生活を送り活躍できる環境づくりを進めます。

★基本目標：男女一人ひとりが安心して生き生きと暮らせる社会づくり



重点目標⑦

生涯にわたる心身の
健康づくり支援



重点目標⑧

生活上のさまざまな
困難を抱える男女への支援

【高鍋町配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する基本計画】



重点目標⑨

人権の尊重と
あらゆる暴力の根絶

◆DVを含むあらゆる暴力の根絶に向け、暴力を許さない人権意識及び社会意識の啓発を行うとともに、DV防止、被害者の相談・保護体制の整備を行います。

高鍋町配偶者等からの暴力の防止及び 被害者支援に関する基本計画を策定しました

平成13年10月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」いわゆるDV防止法が施行されてから10年以上が経過しました。この間、被害者支援のさまざまな体制が整えられてきましたが、その一方で、被害にあっても相談できない潜在的な被害者が多く存在するのも事実です。

このような背景を踏まえ、高鍋町では、平成28年度からの10か年を計画期間とする「高鍋町配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する基本計画」を策定しました。この計画において、暴力を許さない人権意識及び社会意識の啓発、DVの防止、被害者の相談体制、保護体制の整備に重点的に取り組んでいきます。

★重点目標⑨：人権の尊重とあらゆる暴力の根絶

【施策の方向及び具体的施策】

施策の方向	具体的施策
あらゆる暴力を許さない 人権意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ◆DVを含むあらゆる暴力の根絶に向け、職場、学校、地域において、人権について考える機会を増やす啓発活動を推進します。 ◆学童期における人権教育を推進します。
DV防止の広報、教育	<ul style="list-style-type: none"> ◆あらゆる機会を通じてDV防止法の周知を図り、DVが暴力であり人権の侵害であることの理解を促進します。 ◆DV防止に向け、DVに関する学習の機会を提供します。 ◆若い世代へのDV防止教育を推進します。
DV被害者の相談体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ◆町の関係各課等と密接に連携し、被害の適切な把握を行い、迅速に対応できる横断的な相談体制の強化を図ります。
DV被害者の保護体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ◆相談内容に応じた、警察、保健所、県の関係機関等との連携及び被害者の保護体制の強化を図ります。 ◆DV被害者の町営住宅への優先的な入居を行います。

DV防止法とは？

法律の名称は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」といいます。

配偶者やパートナー等からの暴力の防止と被害者の保護・支援を目的として作られた法律です。

※DV（ドメスティック・バイオレンス）： 配偶者や恋人などの親密な間柄で起こる暴力のこと。

第2次高鍋町男女共同参画プラン

男女共同参画社会とは、誰もが性別にとらわれることなく、互いにその人権を尊重し合い、個性や能力を存分に発揮し、喜びも責任もともにわかち合っていくことができる社会のことです。

本プランは、この男女共同参画社会の実現をめざすうえで、本町が取り組んでいく施策の基本的な考え方と方向性を示すものです。

プランが目指す男女共同参画社会のすがた

家庭では

男性も女性も、大人も子どもも、高齢者も家族の一員としての役割を担い、協力し合い、心豊かで充実した家庭生活を送っています。

地域社会では

固定的な性別役割分担意識に基づく古い慣習やしきたりが見直され、一人ひとりの考え方や行動が尊重されています。

職場では

雇用機会や待遇などの男女格差が解消され、男女がともに個性や能力、意欲などを十分に発揮して働いています。

学校では

自分らしさを大切にし、お互いの個性を尊重する子どもが育っています。

第2次高鍋町男女共同参画プラン
高鍋町配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する基本計画

平成28年3月 策定
発行：高鍋町役場 政策推進課

〒884-8655

宮崎県児湯郡高鍋町大字上江8437番地

TEL：0983-26-2018 FAX：0983-23-6303

プランの詳細は、高鍋町ホームページ <http://www.town.takanabe.miyazaki.jp/>